

報告事項

外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する事業の追加について

1 概要

令和3年度第1回運営審議会で一括承認事項として「国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付（個別の法律の規定によらないものに限る。）」の基準に該当する公的給付を行うときは、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の判定等に必要の個人情報の「本人外収集」・「目的外利用」・「外部提供」を行うものとして差し支えないものとして承認を得ている。

この度、承認基準に該当する事業について、「個人情報の例外的取扱いに関する運営審議会承認事項一覧」に例示として追加するので、以下のとおり報告する。

2 外部提供の例に追加する事業名及び外部提供する内容

事業名	担当課	外部提供する内容	提供先
東京都おこめクーポン事業	厚生課(臨時特別給付金担当)	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象世帯リスト	東京都

※ 東京都が行う事業で、物価高の影響を受けやすい低所得世帯（住民税非課税世帯等）の生活安定を図るため、国産の米や野菜などの食料品と引き換え可能なクーポンを配付する。

3 承認基準への追加事項

【追加する例示】

外部提供に係る一括承認基準	該当する法令名等（例示）	外部提供項目
26 国民の生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に、又は経済事情の急激な変動による影響を緩和する等のために支給される公的給付（個別の法律の規定によらないものに限る。）に関し、支給対象者の抽出、支給要件の該当性の判定、施設入所者の把握、支給状況の把握その他の支給の実施に必要な職務遂行のために、国、他の地方公共団体その他の公的団体へ支給対象者等に係る個人情報を外部提供する場合	* 東京都おこめクーポン事業 ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象世帯リスト	